

(政治資金規正法施行規則 第14号様式(第8条関係))

(その1)

収支報告書



(令和 3 年分)

(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 えのもとまゆみ後援会

2 主たる事務所の所在地 北佐久郡立科町芦田八ヶ野1392

3 代表者の氏名 榎本真弓

4 会計責任者の氏名 榎本真弓

事務担当者の氏名 榎本拓
(電話) 0267-55-6377

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	立科町議会議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	榎本真弓

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

03	年整理番号	2070
----	-------	------

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収入総額C (A+B)		十億		百万		千		円
(前年からの繰越額) A								0
(本年の収入額) B								0
支出総額D								0
翌年への繰越額 (C-D)								0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費								
金額		十億		百万		千		円
員数								人

ア 寄附(イを除く)の区分	金	額	備考
(ア) 個人からの寄附		十億	円
(うち特定寄附)			0
(イ) 法人その他の団体からの寄附			0
(ウ) 政治団体からの寄附			0
小計 (ア)+(イ)+(ウ)			0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)			0
イ 政党匿名寄附			0
合計 (ア+イ)			0

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	△	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	△	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	△	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	△	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	△	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	△	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	△	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	△	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	△	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	△	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	△	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	△	

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年2月4日

政治団体の名称 えのもとまゆみ後援会

※代表者の氏名

会計責任者の氏名 榎本真弓



（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 ※「代表者の氏名」欄は、解散の場合のみ記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。